

令和3年1月14日

保護者様

県立高砂高等学校
校長 佐野 正明

緊急事態宣言を踏まえた本校における対応について

県からの1月13日付通知「近畿2府1県を対象とした緊急事態宣言を踏まえた県立学校における対応について」において、学校における感染防止対策の徹底及び県立学校の教育活動上の配慮について指示がありました。つきましては、下記のとおり教育活動等をおこなってまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 教育活動

- (1) 本県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、感染のリスクが高いとされている活動は行わない、など十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。
- (2) 本県に緊急事態宣言が発出されている期間（2月7日まで）は、県外における活動（修学旅行を含む、受験及び就職活動を除く）を行いません。

2 感染防止対策

- (1) マスクの着用および手洗いを徹底します。
- (2) マスクをはずすこととなる昼食時等は、距離をおいた席について、会話を控えるように指導します。
- (3) 「3密」や大声をだすことを避け、換気を十分におこないます。
- (4) 生徒による毎日の登校前の健康チェックを改めて徹底するとともに、本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しないようお願いいたします。その際、必ず保護者の方から学校に連絡をして下さい。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとります。）

3 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とします。また、活動時間は、「いきいき運動部活動」「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とします。
- (2) 令和3年2月7日までの間（本県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行いません。
※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。
参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。

4 その他

- (1) 感染が判明した生徒または、濃厚接触者に特定された生徒は、出席停止とします。
- (2) 家族等が濃厚接触者として特定され、PCR検査の結果によって濃厚接触者となる恐れがある生徒は、結果が判明するまで出席停止とします。
- (3) 出席停止の生徒については、クラッシー、電話等で家庭での学習を支援します。